

商品概要説明書

(平成30年4月2日現在)

1. 商品名	・スーパー定期貯金（単利型）：「退職金定期貯金」
2. ご利用いただける方	・新規で退職金と公的年金の振込をセットで当JAにご契約の個人の方（年金は予約でも可）
3. 取扱期間	・平成30年4月2日（月）～平成31年3月29日（金）
4. 預入期間	・定型方式1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。
5. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・ATMでのお預け入れは対象外となります。 ・お一人さまあたり300万円以上1,000万円以内 ・原則、預入原資の特定はありません。 ・新たにお預け入れいただく資金（退職金）を対象とします。 ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 （1）適用金利 （2）満期後の取り扱い （3）利払頻度 （4）計算方法 （5）税金 （6）金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金（1年もの）の店頭表示利率に、年0.300%（税引後年0.239%）上乗せした利率を約定利率として適用いたします。 ・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金（1年もの）に自動継続し、自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%※（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取り扱い	・初回満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
11. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所（店）または当JAの下記連絡先にお申し出ください。当JAでは

規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

担当部署	電話番号
金融推進部 貯金課	089-946-1611

また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県 J Aバンク相談所（電話：089-948-5656）でも、苦情等を受け付けております。

・紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A担当部署または愛媛県 J Aバンク相談所にお申し出ください。

愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A松山市